

# 監査報告書

令和 3年 6月 4日

社会福祉法人 誠豊会

理事長 沢田 長吉 殿

監事 野溝 守



監事 坪井 靖子



私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方針により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### ①事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### ②計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

## 監事監査のチェックポイント

| 監査のポイント   | 監査結果（所見を含む）  |
|---|--|
| <p><b>I 業務監査</b></p> <p>1 法人運営</p> <p>①評議員の選任は、定款の定めに従って適正な手続で行われているか。</p> <p>②評議員は全員が資格要件（社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者）を満たしているか。</p> <p>③評議員の欠格事項に該当する者はいないか。</p> <p>④役員（理事・監事）の選任は、定款に定める員数を評議員会の決議によって行われているか。</p> <p>⑤理事の資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上選任されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者</li> <li>ii 法人が行っている地域における福祉の実情に通じているもの</li> <li>iii 施設の管理者</li> </ul> <p>⑥監事の資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上選任されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 社会福祉事業について識見を有する者</li> <li>ii 財務管理について識見を有する者</li> </ul> <p>⑦役員（理事・監事）の欠格事項に該当する者はいないか。</p> <p>⑧評議員会の招集及び決議は法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。</p> <p>⑨定時評議員会は、会計年度終了後一定の時期（4月から6月まで）に開催されているか。</p> <p>⑩理事会の招集及び決議は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。</p> <p>⑪理事長（業務執行理事含む）の業務は、適正に行われているか。また、定款の定めに従って理事会に報告されているか。</p> <p>⑫評議員会・理事会の議事録は、法令等に定めのあるとおり適正に作成・保存されているか。</p> <p>⑬評議員及び役員（理事・監事）に対する報酬等については、定款（評議員）、定款又は評議員会の決議（役</p> | <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否<br>(所見) |

| 監査のポイント  | 監査結果（所見を含む）  |
|--|--|
| <p>員)によって定められ、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他事情を考慮して、不当に高額とならないような支給基準を評議員会の決議により定め、当該法人のホームページで公表されているか。</p>   |  |
| <p><b>2 事業内容</b></p> <p>(1) 社会福祉事業</p> <p>①社会福祉事業は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。</p> <p>②社会福祉事業の経営状況は適正か（赤字となっていないか）。</p> <p>③職員は、サービス提供に必要な人員が確保されているか。</p> <p>④職員研修等によりサービス提供に必要な知識の習得がなされているか。</p> <p>⑤施設及び設備は、サービス提供に必要なものが整備されているか。</p> <p>⑥利用状況は適正か。</p> <p>⑦重大な事故若しくは虐待等の問題が起きていないか。</p> <p>⑧苦情に対する対応は、適切に行われているか。</p> <p>(2) 公益事業</p> <p>①公益事業は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。</p> <p>②公益事業の経営状況は適正か（赤字となっていないか）。</p> <p>③職員は、サービス提供に必要な人員が確保されているか。</p> <p>④職員研修等によりサービス提供に必要な知識の習得がなされているか。</p> <p>⑤施設及び設備は、サービス提供に必要なものが整備されているか。</p> <p>⑥利用状況は適正か。</p> <p>⑦重大な事故若しくは虐待等の問題が起きていないか。</p> | <p>(1) 社会福祉事業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p>(所 見)</p> <p>(2) 公益事業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p>(所 見)</p> |

| 監査のポイント  | 監査結果（所見を含む）  |
|--|--|
| <p>⑧苦情に対する対応は、適切に行われているか。</p> <p>⑨公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充当されているか。</p>   |  |
| <p><b>(3) 収益事業</b></p> <p>①収益事業は、法令及び定款の定めに従って社会福祉法人にふさわしい事業が行われているか(法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものとなっていないか)。</p> <p>②収益事業の経営状況は適正か(赤字となっていないか)。</p> <p>③収益事業から生じた収益は、社会福祉事業又は公益事業の経営に充当されているか。</p> | <p><b>(3) 収益事業</b></p> <p>(□該当 <input checked="" type="checkbox"/>非該当)</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p>(所 見)</p> |
| <p><b>3 地域における公益的な取組</b></p> <p>日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する取組を行っているか。</p>   | <p><input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 否</p> <p>(所 見)</p>   |
| <p><b>4 特別な利益供与の禁止</b></p> <p>法人の関係者(評議員、役員(理事・監事)及び職員並びにその他の関係者)に対し、特別な利益の供与を行っていないか。</p> <p>例)<br/>       ○法人の関係者から不当に高い価格での物品等の購入や賃借</p>  | <p><input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否</p> <p>(所 見)</p>   |

| 監査のポイント   | 監査結果（所見を含む）   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃借(適正な福利厚生事業を除く)</li> <li>○役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給 等</li> </ul>  |   |
| <p>5 監督官庁が実施した監査等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①監督官庁が実施した監査等の改善指導に対し、適切な対応がなされているか。</li> <li>②当該改善指導及び対応は、理事会で審議（又は報告）されているか。</li> </ul>   | <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否<br>(所 見) |
| <b>II 財務監査</b>  |   |
| <p>1 予算の編成及び執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資金収支予算書（補正予算を含む）は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。</li> <li>②法人の経営に関する重要な予算については、理事会において審議が行われているか。<br/>例) 新規事業に関する予算、施設の建設及び大規模修繕に係る予算、新たな借入、拠点（事業）区分間の繰入・繰出</li> <li>③歳入予算は、適切に見積りが行われているか。</li> <li>④歳出予算の範囲内で支出が行われているか（予算を超えた支出又は予算のない勘定科目の支出）。</li> <li>⑤予備費の使用がある場合、経理規程に基づき適正に行われているか</li> <li>⑥他の勘定科目に予算を流用している場合、経理規程に基づき適正に行われているか</li> </ul> | <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否<br>(所 見) |
| <p>2 計算書類</p> <p>(1) 収支計算書・事業活動計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資金収支計算書の事業活動による支出は適正か。</li> <li>○人件費支出<br/>・役員報酬支出、職員給料支出 他</li> </ul>   | <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否<br>(所 見) |

| 監査のポイント  | 監査結果（所見を含む）  |
|--|--|
| <p>○事業費支出<br/>・消耗器具備品費支出、賃借料支出、雑支出 他</p> <p>○事務費支出<br/>・事務消耗品費、修繕費支出、会議費支出、業務委託費支出、賃借料支出、保守料支出、涉外費支出、諸会費支出、雑支出 他</p> <p>②資金収支計算書の施設整備等による支出は適正か。</p> <p>③資金収支計算書のその他の活動による支出は適正か。</p> <p>④事業活動計算書のサービス活動外増減による費用は適正か。</p> <p>⑤事業活動計算書の特別増減による費用は適正か。</p> |  |
| <p>(2) 財産目録</p> <p>①法人の全ての資産及び負債について、正しく記載されているか。</p> <p>②基本財産は、定款に規定されている基本財産と整合しているか。</p>  | <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否<br>(所見)   |
| <p>(3) 社会福祉充実計画</p> <p>①社会福祉充実残額の計算が適正に行われているか。</p> <p>②社会福祉充実残額がある場合に、社会福祉充実計画を策定しているか。</p> <p>③社会福祉充実計画は、理事会の承認を得た上で、評議員会の承認を得ているか。</p> <p>④社会福祉充実残高の算定結果及び社会福祉充実計画を、所轄庁へ届け出ているか。</p> <p>⑤承認を受けた社会福祉充実計画を適切に実施しているか。</p>                               | <p>(4) 社会福祉充実計画<br/>(<input type="checkbox"/>該当 <input checked="" type="checkbox"/>非該当)</p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否<br/>           (所見)</p> |
| <p>3 契約事務</p> <p>①入札・見積合せ等の契約手続は、経理規程の定めに従</p>   | <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否   |

| 監査のポイント  | 監査結果（所見を含む）  |
|--|--|
| って適正に行われているか。<br>②契約に関する決定は、理事会の承認を得て行われて<br>いるか（理事長が専決できる金額を除く。）。<br>③契約書の作成は、経理規程の定めに従って適正に行<br>われているか。<br>④契約の自動更新を行う場合、一年間の業務実績や契<br>約額の妥当性を検証し、契約決定権者（理事長専決又<br>は理事会の決議）の承認を受けたうえで行われてい<br>るか。  | (所見)   |
| <p><b>4 現金・通帳等の取り扱い</b></p> <p>次に掲げる現金・通帳等の管理は、経理規程等の定<br/>めに従って適正に行われているか。</p> <p>また、担当者一人任せにせず、複数の職員による定期的なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 収納現金及び小口現金</li> <li><input type="radio"/> 通帳及び印鑑</li> <li><input type="radio"/> 利用者からの預り金</li> </ul> | <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否<br>(所見) |

社会福祉法人名： 社会福祉法人 誠豊会

作成日： 2021年6月4日

作成者： 監事 野瀬 寿



監事 岛井 靖子





川指監発第22号  
令和3年4月28日

社会福祉法人 理事長 各位

川越市長 川合 善明  
(公印省略)

### 社会福祉法人に係る現況報告書等の提出について（依頼）

本市福祉行政の推進につきまして、日ごろより多大な御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、社会福祉法人は、社会福祉法第59条に基づき、計算書類等及び財産目録等（以下「現況報告書等」という。）を毎会計年度終了後、3月以内に所轄庁に届け出る必要があります。

つきましては、令和3年度の現況報告書等について、下記のとおりご提出をお願いします。

記

#### 1 提出書類

- (1) 財務諸表等電子開示システムを使用して提出するもの
  - ① 現況報告書（令和3年4月1日現在）
  - ② 計算書類等（令和2年度分）
    - ・計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）及びその注記（法人全体・各拠点区分）
    - ・財産目録
    - ・計算書類の附属明細書
  - ③ 社会福祉充実残額算定シート
  - ④ 社会福祉充実計画 ※該当法人のみ
  - ⑤ 役員等名簿（公表用は役員・評議員の住所等個人情報を削除すること）
  - ⑥ 報酬等の支給基準を記載した書類（報酬基準等）
  - ⑦ 監事監査報告書（様式1）
- ※ 参考に「監事監査のチェックポイント」を送付するので、少なくとも当該チェックポイントに記載の項目は確認すること。



- ⑧ 事業報告書（令和2年度）
- ⑨ 事業計画書（令和3年度）※定款で事業計画の策定を定めている法人のみ
- ⑩ 外部監査報告書 ※該当法人のみ

(2) 直接持参するもの（郵送可）

- ① 社会福祉充実計画承認申請書類一式 ※該当法人のみ

2 提出期限 令和3年6月30日（水）必着

3 提出先

- ・ (1)は財務諸表等電子開示システムに入力し提出
- ・ (2)は郵送又は持参により提出

〒350-8601

川越市元町1-3-1

川越市役所福祉部指導監査課（本庁舎2階）

4 その他

- ・ 新型コロナウィルス感染症の影響により上記の作業に支障が生じたことで期限までに提出ができない場合は、その旨をご連絡ください。
- ・ 社会福祉充実残額が生じる見込みのある場合には、あらかじめ指導監査課までご相談ください。
- ・ その他、財務諸表等電子開示システムの入力等については厚生労働省ホームページの「社会福祉法人が届け出る「事業等の概要等」等の様式について」にある記載要領、WAMNETの「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」にある操作説明書を確認してください。

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板のURL

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/houjin/>

問い合わせ

川越市役所指導監査課 伊藤

電話番号：049-224-6237（直通）

e-mail : shidokansa@city.kawagoe.saitama.jp